

設備投資減税

中小零細企業設備器具の所得税税前控除に関する政策の公告

財政部及び税務総局公告 2022 年第 12 号

中小微細企業が 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間に新しく購入した設備、器具で単価が 500 万元以上のものについて単価に一定の比率を乗じた金額を選択により企業所得税の税前控除する。その内、企業所得税法実施条例規定で最低償却年数が 3 年の設備器具は単価の 100%を当年において一次性税前控除（即時償却）できる。最低償却年数が 4 年、5 年、10 年については単価の 50%を当年において一次性税前控除（特別償却）でき、その残額 50%については規定に従い残余年数で減価償却を計算し税前控除（損金算入）する。

企業は上記の政策を選択適用し、当年で控除しきれず欠損金が生じる状況においては以後 5 納税年度の欠損金として繰越すことができる。その他の繰越欠損金の年数延長政策を享受している企業は現行政策執行とおりに執行できる。

本公告でいう中小微細企業は、国家の制限と禁止業種に該当せず、以下の条件に符合する企業をいう。

- ① 情報伝達業、建設業、リース及びビジネスサービス業
従業員数 2000 人以下或いは売上高 10 億元以下或いは資産総額 12 億元以下
- ② 不動産開発経営
売上高 20 億元以下或いは資産総額 1 億元以下
- ③ その他の業種
従業員数 1000 人以下或いは売上高 4 億円以下

【定義】

- ・設備、器具とは建屋を除き、建築物以外の固定資産をいう。
- ・従業員数とは企業と労働契約関係を有する職員数と企業が受ける労務派遣人員数を含む。
- ・従業員数と資産総額の計算は全年季度平均値をもって確定する。具体的には以

下の計算方法とする。

季度平均値 = (季首値 + 季末値) ÷ 2

全年季度平均値 = 全年各季度平均値の合計 ÷ 4

中小零細企業は季(月)における予定申告時に上述の政策を享受することができる。本公告発布前に企業が2022年に既に購入した設備、器具は本公告発布後の予定申告、年度清算(確定)申告時に享受できる。

中小零細企業は自身の生産経営を鑑み自己の選択により上述の政策を享受することができる。当年度に選択せず享受しなかったときは以後の年度において変更し享受することはできない。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>